

公立大学法人静岡文化芸術大学 令和2年度計画

静岡文化芸術大学は、豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材の育成と、教育・研究等を通じて地域社会や国際社会の発展に資する開かれた大学づくりを進めている。この基本目標達成のため、平成28年度からの第2期中期計画5年目となる令和2年度計画を策定する。

令和2年度計画のトピックス

項目	主な内容
教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文明観光学コース、匠領域の2年目の教育課程を運用し、学生のゼミ選択及び領域選択を適切に実施する。 ○ 特別共同授業として、「メディアとしての新聞/社」を中日新聞社、静岡新聞社と共同して開講する。 ○ リカレント教育を視野に入れたグローバル実践デザイン専攻（仮称）の設立に向けて、文化政策研究科及びデザイン研究科共同のプロジェクトを教育課程に組み込む。 ○ 両研究科にまたがる新しい「共同プロジェクト実践演習」の実施により、多様な人材に向けた実践的な学びのプログラムを実現する。
学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留学生SAを英語・中国語教育センターに常駐させ、留学生の学習支援や相談対応を柔軟に行う。 ○ 国の修学支援制度及び学内規則による授業料の減免制度を適切に運用する。 ○ 情報環境検討専門部会の提案を受け、学内の情報環境を統合的に掌握する組織について具体案を作成する。
研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」の下に、地域社会の課題解決、発展に資する教員の研究活動を促進する。 ○ 本学のアーカイブを大学公式Webサイト上で公開する「デジタルアーカイブ」の運用を開始するとともに、アーカイブズセンターを設置するための基本構想を策定する。 ○ 教員特別研究の研究成果について、研究推進委員会で検証、評価する仕組みを導入する。
グローバル化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化・多言語教育センター（仮称）の開設に向けた基本計画を作成する。 ○ 日本語パートナーズ静岡県推薦プログラムを活用するとともに、シンガポールでのインターンシップを継続・拡大するなど、県、企業、団体等と協働してグローバル教育を推進する。 ○ 留学生や定住外国人学生との交流会を開催し、学内外に周知して国際交流に関心のある地域住民等の参加を促進する。 ○ 遠州学林構想検討専門部会において留学生等滞在对話型交流施設の構想を具体化する。 ○ 教員の研究に関する英文での情報発信を教員全体に広げる。
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域連携演習」の授業による学生の地域での活動を継続し、新たなプログラムとして、2年次から学生がより主体的に取り組む「自主課題演習」を開講する。 ○ 浜松市の委託事業である「浜松市オリンピック・パラリンピック教育推進事業」に担当大学として加わり大学間の連携を推進していく。 ○ 静岡県文化プログラムとして、「手の愉悦ー革新する工芸ー」及び関連企画「先端技術展ー技人たちの物語ー」を本学主催で開催する。
法人経営等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度に試験的に導入した時差勤務の拡大を継続するとともに、利用実態に応じて見直しを図る。 ○ 教員が研究費執行の最新状況を確認できる財務会計システムの稼働を開始し、経費の効率的執行を図る。 ○ 記念式典、シンポジウム等の20周年記念事業を広く周知するとともに、公立大学としての認知度を高めるよう積極的に広報を行う。

I 教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育

- ・学部の3ポリシーが一貫性を持って運用されているかを各学科と教務委員会において確認し、必要があれば修正する。
- ・大学院の3ポリシーは、将来構想検討委員会で見直し、新カリキュラムによる学生募集に際して学内外に周知を図る。

2 入学者受入れ

(1) 入学試験関連組織の整備

- ・令和4年度から施行される新学習指導要領の実施状況や令和6年度の入試改革について、入学試験・高校大学連携センターを中心に情報共有し、新入試検討分科会等と連携して組織的に対応できるようにする。

(2) 入学試験

ア 入試内容・入試制度の改善

- ・入試改革に対応した本学の入学者選抜について、早期に決定・公表するとともに、高校へ確実に周知する。
- ・入試における外部検定の活用方法を引き続き検討する。
- ・入学後追跡調査のデータの蓄積と分析を進め、入試区分や人数の変更を行う際に、変更前後を比較するための基礎データとする。

イ 多様な学生の受け入れ

- ・留学生・帰国生徒等の効果的な受入を進めるため、留学生等の受入方針を再検討した上で、それを踏まえた受入促進策を具体的に進めていく。
- ・障害のある学生を支援する長期履修制度を学外に周知する。
- ・発達障害やLGBTなど多様な学生の修学を支援するため、研修会等に参加し、最新の情報の収集に努める。
- ・両研究科にまたがる新しい「共同プロジェクト実践演習」の実施により、多様な人材に向けた実践的な学びのプログラムを実現する。

ウ 入試広報の充実

- ・高校教員向け授業見学・説明会や模擬授業で本学の特色ある学びを高校に紹介する。
- ・令和4年度から施行される新学習指導要領を先行実施する高校現場の動向について情報収集し、入試情報を効果的に広報する。
- ・浜松市とその周辺地域で実践的な教育を行っている教員や学生の活動に関する情報を県内外の高校に効果的に広報する。
- ・入試改革に対応した本学の入学者選抜についての理解を深めてもらうよう、高校教員向け授業見学・説明会、オープンキャンパス等の内容を充実させ、実効性の

高い入試広報を展開する。

(3) 高等学校との連携

ア 高等学校との関係強化

- ・高校教員向けの授業見学・説明会、教職員による高校訪問等の機会を利用し、令和4年度から施行される新学習指導要領に係る高校現場の動向を把握するとともに、高校側との意見交換を行う。
- ・静岡県教育委員会と連携しアカデミックチャレンジ事業を実施するとともに、高大連携事業として、静岡新入試研究会の「課題探求プロジェクト」に参画する。

イ 高等学校基礎学力テスト（仮称）への対応

- ・「高校生のための学びの基礎診断」について、国全体の動向を注視し、新学習指導要領との関連を踏まえて情報収集を進める。

3 教育の内容

(1) 学士課程

ア 教育内容

- ・新たに設置された文明観光学コース及び匠領域において、2年次前期にコース選択及び領域選択を適切に行う。
- ・将来構想検討委員会グローバル化構想検討専門部会において、「多文化・多言語教育センター（仮称）」の機能、組織、運営方法の具体的提案を行う。
- ・留学生向け SA 制度及びピア・サポート・コーナーの充実に向け、その機能、運営方法の改善策を検討する。
- ・積極的な海外留学を推進するため、留学情報の提供や説明会の充実を図る。
- ・海外留学に関心の高い志願者を募集するため、大学ホームページに留学情報を掲載する。
- ・文明観光学コース、匠領域の2年目の教育課程を運用し、学生のゼミ選択及び領域選択を適切に実施する。
- ・令和元年度に開始した教職課程の進捗状況を検証する。

[文化政策学部]

- ・文明観光学コースの2年次を開始する。本コース選択の手続を、文化政策学部の3学科のゼミ選択スケジュールと調整しつつ進める。2年次からの履修が推奨されている本コースの必修科目である地域連携演習を本格的に開講する。

[デザイン学部]

- ・「匠領域」の科目群を加えたカリキュラム計画に従い、2年目の開講となる専門科目を実施し、1年目の状況を検証し、必要に応じて改善を行う。

イ 教育方法

- ・適切な時間割の配置等を検討し、学生の希望する科目が履修しやすいカリキュラムを実施する。
- ・特別共同授業として、「ふじのくに学」、「メディアとしての新聞／社」を開講する。

- ・「SA 活動記録」を基に、SA 学生の感想、担当教員のコメントの分析を行う。
- ・実践演習においては、新たなプログラムとして、2年次から学生がより主体的に取り組む「自主課題演習」を開講する。
- ・特別共同授業として、「メディアとしての新聞／社」を中日新聞社、静岡新聞社と共同して開講する。
- ・授業における LMS（学習管理システム）の活用を定着させるため、活用方法の共有やガイダンスを行い、教員の理解促進を図る。
- ・大学のグローバル化の一環として、隔年開講やクォーター学期制等についてグローバル化構想検討専門部会と協力して、他大学等の事例調査を行う。

ウ 成績評価

- ・GPA・CAP 制の活用状況について検証し、より適切な運用を図る。
- ・文化政策研究科では、学内推薦制度を設け、推薦基準として学部在籍時の GPA の活用を継続する。
- ・デザイン研究科においても学内推薦基準として、学部在籍時の GPA 活用の検討を開始する。

(2) 修士課程

ア 教育課程及び研究指導方法

[文化政策研究科]

- ・修了生から得られた情報を教育内容や指導方法に反映させる。

[デザイン研究科]

- ・外国人修了生の意見聴取を行い、教育内容に反映させる。
- ・リカレント教育を視野に入れたグローバル実践デザイン専攻（仮称）の設立に向けて、文化政策研究科及びデザイン研究科共同のプロジェクトを教育課程に組み込む。

[文化政策研究科]

- ・学部との学びの連続性を高めるため、授業内容と担当教員を見直す。

[デザイン研究科]

- ・「共同プロジェクト実践演習」を実施して、学部教育から連続した一貫教育の試行を行う。

イ 成績評価

[文化政策研究科]

- ・令和3年から開始する新しいカリキュラムの成績評価の在り方、特にフィールドワークを中心とした科目について評価基準を明確に定める。

[デザイン研究科]

- ・他の美術系公立大学大学院の修士論文・修了制作の評価方法との比較分析を行い、必要に応じて改善を図る。

4 教育の実施体制等

(1) 教員配置

- ・学部と研究科の学びの連続性を高めるため、教員配置と授業内容を見直す。
- ・大学運営に専念できるよう副学長、学部長等の教員役職者の講義科目の負担軽減を図る。
- ・教員特別研究の「文化・芸術研究センター研究」枠を活用して、両学部教員の共同研究を促進する。
- ・外部の専門家を講師とする講演会やフォーラム、協定校から招聘する教員等による講義やワークショップを開催する。
- ・情報環境検討専門部会の提案を受け、学内全体の情報環境を統合的に掌握する組織について具体案を作成する。
- ・委員会毎に、委員会のメール審議、回数削減、時間短縮等の目標を定め取り組む。

(2) 教育環境の整備

- ・令和3年度のリース更新時に合わせて、グループ学習のためのスペース設定と必要機材の整備を行う。
- ・学生の自主的活用やきめ細やかな授業での活用にあわせた無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備範囲について検討を進め、令和3年度以降の整備計画を策定する。

(3) 教育力の向上

- ・全面改訂した授業アンケートを継続して行い、回答率の向上を図る。
- ・機器及び教育支援 IT システムの更新について検討した結果を基に、情報機器及びソフトウェアの更新作業を行う。

(4) 教育活動の改善

- ・LMS(学習管理システム) を活用した授業アンケートを継続して行い、回答率の向上を図る。

[文化政策研究科]

- ・学生への授業に対するアンケートと意見収集を継続し、カリキュラムの改善に活用する。

[デザイン研究科]

- ・急増した留学生の意見収集方法について、改良を行う。
- ・協定校留学及び自主留学からの帰国学生に対し TOEIC の積極的受験を推奨する。
- ・TOEFL、IELTS の英語外部検定とその受験料補助の認知度を高め、受験促進を図る。
- ・本学在籍期間中に TOEIC スコア 650 点以上を取得する学生数 100 名以上を目指す。
- ・令和元年度までの HSK 試験の結果を検証し、授業の改善に役立てる。
- ・次回の卒業生アンケートをメールで行うため、卒業生への生涯メールアドレスの導入に向けた制度設計を行う。
- ・各種適性検査の実施及びフォローガイダンスを通じ、自己分析や社会人としての基礎的な知識の習得を図る。

(5) 教育研究組織の見直し

- ・文明観光学コースの履修者を決定するため、コース担当教員と各学科との連携体制

を強化する。

- ・令和元年度に開始した教職課程の進捗状況を検証する。
- ・匠領域の本格的運用のため文化・芸術研究センターの教員2名をデザイン学部の所属とする。
- ・匠領域を含めた1学科6領域体制について検証を継続し、必要に応じ改善する。
- ・匠領域のカリキュラムに対応した工房設備の整備計画に従い、工房整備を継続する。

5 学生への支援

(1) 学習支援

ア 学習環境・学習支援体制

- ・国際文化学科で導入されたチューター制度と他学科の学年担任制の充実を図り、学生の履修相談、学修支援、進路その他の相談を継続する。
- ・各学科における学生支援制度について検証し、学内で検証結果を共有する。
- ・留学生SAを英語・中国語教育センターに常駐させ、留学生の学習支援や相談対応を柔軟に行う。

イ 社会人・留学生・障害のある学生など多様な学生への支援強化

- ・他大学におけるピア・サポーター制度に関する情報を収集し、現地調査を行う。
- ・国や県が実施する障害学生支援の研修について学内に周知し、教職員の理解を深める。

(2) 生活支援

ア 健康管理及び生活支援

- ・LMS(学習管理システム)を活用した学生生活調査結果で把握した、学生の抱えている様々な諸問題に関して、引き続き改善を図る。
- ・学生の健康管理の一環として、大学生協と連携し、食堂の活用方策について可能なものから実施する。
- ・国の修学支援制度及び学内規則による授業料の減免制度を適切に運用する。
- ・遠州地域に合った留学生と日本人学生等の滞在对話型交流施設の計画案を作成する。

イ 自主的活動の支援

- ・学生の自主的な活動を支援するため、学内施設の使用申請に柔軟に対応する。

6 キャリア教育と進路支援

(1) キャリア教育関連組織の整備

- ・キャリアセンターの運営状況を検証した上で、必要に応じて改善し、より効果的な運営を行う。

(2) キャリア・デザイン教育の充実

- ・低学年のキャリア形成を図るため、セミナーの開催や企業との交流の機会を設ける。
- ・3年生対象のガイダンスやセミナーについて低学年にも告知し参加を促す。

(3) 進路支援の強化

- ・学生と企業との交流の機会を設け、業界研究・企業研究を促進する。
- ・デザイン職を目指す学生を対象に、個別会社説明会の実施やデザインインターンシップ、デザイン実習を周知する。
- ・デザイン職を目指す学生のため、教職員の企業訪問等により情報収集を行う。
- ・就職活動流動化に対応するため、情報提供の機会を設ける。
- ・就職活動に関する情報提供と保護者の心構え等を説明する保護者対象の説明会を実施する。

(4) 企業との連携

- ・インターンシップに対する意識啓発、情報提供を行い、参加を促進する。
- ・2年生対象に就労体験・職場見学等を実施し、キャリアへの意識を高める。

(5) 県内企業の魅力発信

- ・県内自治体や商工会議所等と連携し、学生へ県内の魅力ある企業を紹介する。
- ・県内企業へ教職員が訪問し、採用動向や求める人材等についての情報収集を行い学生へ提供する。

7 卒業生との連携と卒後教育

(1) 卒業生との連携及び支援

- ・同窓会と在学生在を繋ぐため、学科ごとに卒業年次の学生から学年幹事を選出する。
- ・保護者会に卒業生を招き、自身の就職活動経験や卒業後の就業状況等を保護者に伝える。
- ・会社説明会やセミナー等に卒業生を積極的に招聘し、在学生の交流の機会を設ける。

(2) リカレント教育の実施

- ・英語・中国語教育センターにおいて外部講師の講演やインターナショナルコミュニティフォーラムを実施し、卒業生の参加を促す。
- ・新カリキュラムの策定と併せて、社会人の就学に合ったカリキュラムの改訂と入試制度を見直していく。
- ・大学院において、新教育課程で導入される両研究科共同研究プロジェクトに卒業生の参加を促す。

8 研究

(1) 社会の発展に貢献する研究の推進

ア 重点的研究の推進

- ・新たな重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」の下に、地域社会の課題解決、発展に資する教員の研究活動を促進する。
- ・文化政策学部及びデザイン学部の教員が連携して、それぞれの学部のもつ特徴を活かした研究活動を推進する。

イ 広範な研究の推進

- ・教員特別研究の「重点研究」及び「文化・芸術研究センター研究」の研究区分を活

用して、学内外の研究者による共同研究を促進する。

- ・ 研究者総覧の配付や大学公式 Web サイトにおける研究者情報の発信により、共同研究、受託研究を促進する。
- ・ 本学のアーカイブを大学公式 Web サイト上で公開する「デジタルアーカイブ」の運用を開始するとともに、アーカイブズセンターを設置するための基本構想を策定する。

(2) 研究実施体制

ア 研究の実施体制

- ・ 文化・芸術研究センターを再編し、地域課題を解決する機能を拡充した「グローバルデザイン研究所（仮称）」の具体的な体制について検討する。

イ 研究環境の整備

- ・ 科学研究費補助金等の外部研究資金への応募及び獲得について、教員のさらなる意識向上を図るための施策を実施する。
- ・ 研究助成財団の競争的研究資金への応募及び獲得件数増加に向けた支援策を検討する。
- ・ 科学研究費補助金等において、20 件以上の申請、5 件以上の新規採択を目指す。

(3) 研究活動の評価及び管理

ア 研究活動の評価方法の構築

- ・ 教員特別研究の研究成果について、研究推進委員会で検証、評価する仕組みを導入する。
- ・ 学外者にも公開する形で特別研究の研究成果発表会を開催する。

イ 研究倫理の周知・徹底

- ・ 専任教員及び大学院生に対し、引き続き研究倫理 e ラーニングの受講を推進し、研究倫理意識の醸成を図る。

ウ 研究費の不正使用の防止

- ・ 研究費や研究活動に関する規程、要領等をまとめた冊子の活用、コンプライアンス研修会の実施など、研究費の不正使用に対する意識向上を図る。

9 地域貢献

(1) 地域社会との連携

- ・ 地域のニーズに沿った公開講座や文化芸術セミナー等を積極的に実施するとともに、文明観光学コースと匠領域の教育プログラムの周知を含めて、教員の研究成果を地域に還元できる企画を行う。
- ・ 地域の課題解決への取組に積極的に協力するとともに、大学公式 Web サイトや特別研究成果報告書等を通して、地域に関わる教員の研究成果や取組実績を広く公表する。
- ・ 20 周年記念事業を通して、地域社会との連携をさらに強化する。
- ・ 「地域連携演習」の授業による学生の地域での活動を継続し、新たなプログラムとして、2 年次から学生がより主体的に取り組む「自主課題演習」を開講する。

- ・新カリキュラム「自主課題演習」において、多くのプログラムが提案されるよう、学生への周知を行う。

(2) 地域の自治体・企業との連携

- ・教員の専門分野や研究シーズに関する情報を積極的に発信するとともに、地域の企業や行政からの相談や依頼に対して、教員との連携を強化し、産学官連携を促進する。
- ・日本語パートナーズ静岡県推薦プログラム等を活用するとともに、シンガポールでのインターンシップを継続・拡大するなど、県、企業、団体等と協働してグローバル教育を推進する。
- ・地域自治体や経済団体等が設置する協議会や審議会等への参加等、連携活動を継続的に実施する。
- ・浜松市の委託事業である「浜松市オリンピック・パラリンピック教育推進事業」に担当大学として加わり大学間の連携を推進していく。

(3) 県との連携

- ・静岡県からの依頼による、教員の専門性に応じた各種審議会や委員会等への参加を継続するとともに、受託事業等を積極的に受け入れる。
- ・静岡県文化プログラムとして、「手の愉悦ー革新する工芸ー」及び関連企画「先端技術展ー技人たちの物語ー」を本学主催で開催する。

(4) 大学との連携

- ・静岡県立大学の学長、副学長等と意見交換を継続して行い、教育研究について情報共有及び連携を図る。
- ・平成 30 年度に締結した静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂地域 1 市 5 町の相互連携に関する包括連携協定書に基づき、新たに開設された賀茂キャンパスの活用に協力する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する事業に、積極的に協力するとともに、ゼミ学生地域貢献推進事業等への応募を促進する。
- ・西部地域連携事業実施委員会における事務局校として、事業参加校や参加自治体との連携を強化し、共同授業やFD研究会を実施する。
- ・研究成果の評価・公開方法等に関して、大学間で情報共有を図る。

(5) 多文化共生の推進

- ・多文化・多言語教育センター（仮称）の開設に向けた基本計画を作成する。
- ・グローバル化推進戦略検討専門部会で取りまとめた多文化共生推進策の方針に基づき、交流事業を実施する。

10 グローバル化

(1) グローバル人材育成のための国際交流強化

- ・国際交流事業の専任担当者の配置を遠州学林構想の中で検討する。
- ・日本語パートナーズ静岡県推薦プログラムを活用するとともに、シンガポールでのインターンシップを継続・拡大するなど、県、企業、団体等と協働してグロー

バル教育を推進する。

- ・留学生や定住外国人学生との交流会を開催し、学内外に周知して国際交流に関心のある地域住民等の参加を促進する。
- ・英語・中国語教育センターで学期中に毎月開催している「インターナショナル・コミュニティ・フォーラム」を市民に公開する。

(2) 留学支援体制の強化

- ・本学の交流留学生奨励金や海外留学支援特別奨学金、JASSO 海外留学支援制度奨学金等の活用について、留学を希望する学生に周知し、支援を図る。
- ・休学をして留学をする学生の支援として、ポータルやメールにより情報提供する
- ・短期語学研修の手配については、引続き民間企業に委託して業務効率化を図る。
- ・学生の費用負担がなるべく少なくなるような語学研修先の情報を収集する。
- ・日中友好大学生訪中団への学生参加を継続し、日中友好と学生の語学能力向上を図る。

(3) 留学生等の積極的受入れ

- ・アジア地域での日本留学フェア等への出展とともに、日本語学校での広報を行う。
- ・英語・中国語教育センターとの協働により、留学に関する情報発信を大学ホームページで行う。
- ・遠州学林構想検討専門部会において留学生等滞在对話型交流施設の構想を具体化する。
- ・交流協定校増加に伴う交換留学生用宿舎の確保に向けた課題を検討し、費用負担等の見直しを行う。
- ・グローバル化戦略構想検討専門部会において、外国人留学生受入れ拡大の方針を決定する。

(4) 海外の大学等との交流の活性化

- ・交流協定校、派遣留学生の増加を図るため、交流拡大を支える学内の体制整備に取り組む。
- ・国際アート・デザイン系大学連合（CUMULUS）での交流を通じて、デザイン分野の海外協定校の開拓に取り組む。
- ・教員の研究に関する英文での情報発信を教員全体に広げる。

(5) 研究者の交流

- ・国際アート・デザイン系大学連合（CUMULUS）加盟校との交流を進める。
- ・トルコ・イズミル経済大学との産学連携国際デザインワークショップを日本で開催し、同大学から教員と学生を受け入れる。

II 法人の経営に関する計画

1 業務運営の改善

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・理事長、学長のリーダーシップの下、役員会、経営審議会及び教育研究審議会を運営することにより、経営と教学の役割分担を図りつつ、法人経営、大学運営を

行う。

- ・大学運営会議において学内の諸課題等について全学的な視点から検討を行い、迅速に対応方針を協議する。
- ・令和2年度計画等を全教職員に周知し、大学の目指すミッションを共有した上で、各種業務を推進する。
- ・創立20周年記念事業を実施する。
- ・遠州学林構想検討専門部会での検討結果を踏まえ、具体化に向けた計画を策定する。
- ・裁量労働制従事者について、勤務状況管理簿の記入の手間を削減するため、労使協調の下、電算システムにより休暇取得等ができる仕組みの円滑な導入を進める。
- ・保護者会、オープンキャンパス、高校訪問、高校教員を対象とした授業見学・説明会、公開講座等、様々な機会を通じ、学生・保護者・高校生・高校教員・地域住民等から意見を聴き、業務改善につなげる。

(2) 人事の運営と人材育成

ア 人事制度の運営と改善

- ・教職員活動評価制度の内容や評価結果の活用等の検証、改善を継続して行う。
- ・教員及び事務職員の採用計画及び募集要項を作成し、公募又は選考により採用を行う。
- ・令和元年度に試験的に導入した時差勤務の拡大を継続するとともに、利用実態に応じて見直しを図る。
- ・裁量労働制を適用している教員の勤務体制をより一層柔軟なものとするため、勤務状況管理簿に替えて、電算システムにより休暇取得等ができる仕組みの円滑な導入を進める。
- ・業務や人材の配置等を考慮し、関係機関から職員派遣を受けるとともに、プロパー職員、期間契約職員、非常勤職員等、多様な雇用形態で採用を行う。
- ・4月の派遣職員人事異動時の異動に加え、プロパー職員等を中心とした9月の人事異動を実施する。

イ 職員の能力開発

- ・静岡県立大学等との間で事務運営に係る情報交換を行う。
- ・覚書に基づく静岡県立大学の建築技術職員の業務支援を継続する。
- ・学内研修 OJT 等、SD を充実させるとともに研修支援制度の利用を促進するなど職員の能力研さんを進める。

ウ 女性が活躍できる環境の整備

- ・一時保育支援制度と臨時の保育室について利便性の向上を図る。
- ・教職員の関心が高い、介護と仕事の両立に関する支援制度やノウハウをまとめ、周知する。
- ・育児休業希望者を速やかに把握し、取得率100%を目指す。
- ・育児に関する諸制度の周知を図り、男女を問わず、育児休業以外の育児に係る諸制度の利用者数2人以上を目指す。

(3) 事務等の生産性の向上

- ・外部委託や人材派遣を活用するなど積極的なアウトソーシング化による事務処理の合理化や、印刷物の電子化等を通じた、経費節減と業務の効率化を図る。
- ・事務事業の見直しや効率化等を念頭に、事務局組織の見直しを継続して行う。
- ・本学で導入したシステムを業務改善等に利用している他校の事例について改めて調査を行う。

(4) 監査機能の充実

- ・監査担当参事の専門的な見地を踏まえ、リスクの高い領域に焦点をあてた内部監査計画作成及び内部監査を実施する。
- ・監事、会計監査人及び法人理事・職員による意見交換を開催し、監査（三様監査）機能の充実及び役割分担の明確化を図り、それぞれの監査業務を推進する。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

- ・科学研究費補助金のほか、研究助成財団等の競争的研究資金獲得に向けた支援を行い、自己収入の増加を図る。
- ・20周年記念事業等の機会を捉え静岡文化芸術大学基金の積極的な募集を図る。
- ・寄附金に係る個人への税制上の優遇措置として税額控除を適用する。
- ・施設貸出について、利用希望が集中する時期の利用者調整を行い、公平で利用しやすい施設提供を行う。

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・予算配分及び主要事業の執行状況を踏まえ、予算会議において、予算配分における重点事項等を決定する。
- ・年度中の状況変化を的確に反映する補正予算を編成する。
- ・外壁修繕（第3期工事）に施設整備補助金や目的積立金を活用し、計画的な施設保全に努める。
- ・教員が研究費執行の最新状況を確認できる財務会計システムの稼働を開始し、経費の効率的執行を図る。
- ・エネルギー使用の増加要因となる夜間や休日の施設利用について、可能な範囲で空調負荷を低減するよう、利用者との使用室の選択等の調整を引き続き行う。
- ・財務状況の教職員への説明を継続し、新交付金ルールの適用に伴う新たな成果指標への対応、及び管理的経費の節減に対する理解を深める。

III 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画

1 評価の充実

- ・中期計画中間年における自己評価結果を踏まえた改善事項について、年度計画に沿って引き続き改善を進める。

2 情報公開等の充実

- ・法人運営、教育研究活動、学生の活動等について、大学の最新情報を大学公式 Web サイトや SNS で積極的に配信する。

3 広報の充実

(1) 大学の知名度向上、優秀な学生確保に向けた戦略的な広報展開

- ・スマートフォンや PC 等、どの端末でも最適なサイト表示をするよう、大学ホームページをリニューアルし、レスポンスデザインを導入して効果的な広報を進める。
- ・記念式典、シンポジウム等の 20 周年記念事業を広く周知するとともに、公立大学としての認知度を高めるよう積極的に広報を行う。

(2) 広報対象に応じた的確な広報ツールの活用

- ・ツイッターによる大学情報の発信について、学生と連携して、発信内容の充実を図る。

(3) 教職員による全学広報の実施

- ・「SUAC 理解・基礎データ集」の更なる内容の充実を図り、教職員による全学的な広報に活用する。

IV その他業務運営に関する計画

1 施設・設備等の整備・活用等

- ・県施設整備費補助金及び前中期目標期間繰越積立金を財源に、屋外壁面修繕（第 3 期工事）を行う。
- ・令和元年度に導入した Office365 を業務改善等に利用している他校の事例について改めて調査を行うとともに、さらに無線 LAN (Wi-Fi)環境の整備を進める。
- ・施設整備費補助金を充当する大規模修繕計画に基づき、施設の長寿命化を図る。
- ・学内施設等の有効な利活用を検討するとともに、施設の老朽化について計画的に対応する。

2 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・衛生管理委員会を定期的で開催し、安全衛生管理の状況を確認し、課題・対策を協議するほか、産業医等による定期的な職場巡視により、安全で衛生な職場環境を維持する。
- ・工房管理等安全運営委員会を定期的で開催し、学生が機械器具を安全に使用するための安全講習会を継続するなど安全体制を確保する。
- ・新入生ガイダンスで、学内の事故等の予防、発生時の対応について周知を図る。

(2) 危機管理体制の強化

- ・防災に関する先進事例の把握や大規模災害発生時の大学間連携の実現に向け、高知工科大学を中心とした公立大学とともに、大学の災害対策事例を共有する取組を継続する。

- ・学外から不審者が侵入しにくい体制となるよう、日常管理を委託する各業者との連携を密にし、適切に対応する。
- ・災害発生後の初動対応をより実践的なものとするため、大災害対応マニュアルの見直しを進める。
- ・災害備蓄品の更新・補充を継続する。
- ・原子力災害発生時を含めた一時避難所の適切な運営への協力のため、学内の初動体制の見直しを継続する。
- ・渡航する学生に対して、海外渡航緊急連絡先届の提出を徹底するとともに、トータルサポートシステムへの加入を勧める。
- ・新入生ガイダンスにおいて、学内の事故等の予防、発生時の対応について説明するとともに、緊急連絡/安全確認システムの利用を指導する。

(3) 情報セキュリティの強化

- ・全教職員を対象とする情報セキュリティ研修会を開催するとともに、情報セキュリティ管理者に対して、管理する情報資産の確認を行う。

3 社会的責任

(1) 人権の尊重

- ・教職員等への研修会等を通じたハラスメント防止啓発策を講じるとともに、学生を対象としたハラスメント防止研修や掲示物等により相談しやすい環境づくりを進める。
- ・ハラスメント相談窓口担当者の研修会を実施し、担当者のスキルアップを図る。

(2) 法令遵守

- ・コンプライアンス研修を実施し、教職員の遵法意識を高める。
- ・コンプライアンス研修会の実施、研究倫理 e ラーニング受講の徹底など、研究費の不正使用防止に対する意識向上を図る。

(3) 環境配慮

- ・エネルギー使用の増加要因となる夜間や休日の施設利用について、空調負荷を低減するよう、使用室の選択等の調整を利用者で行う。

V その他の記載項目

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

6 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 本学が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等を持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。
- ・ 組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門に配置等をする。
- ・ 事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・ 教職員のSD活動及び教員のFDに積極的に取り組み、大学運営の高度化や授業改善に努めることとする。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第1期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,580
施設整備費補助金	154
自己収入	973
授業料収入及び入学金検定料収入	917
雑収入	56
受託研究等収入及び寄附金収入等	32
補助金等収入	5
臨時利益	0
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	56
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	20
計	2,820
支出	
業務費	2,614
教育研究経費	1,768
一般管理費	846
施設整備費	182
受託研究等経費及び寄附金事業費等	24
長期借入金償還金	0
計	2,820

収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2,547
経常費用	2,547
業務費	2,303
教育研究経費	637
受託研究等経費	24
人件費	1,642
一般管理費	214
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	30
臨時損失	0
収益の部	2,547
経常利益	2,547
運営費交付金	1,580
授業料収益	702
入学料収益	103
検定料等収益	31
受託研究等収益	21
寄附金収益	11
補助金収益	5
財務収益	0
雑益	65
資産見返運営費交付金等戻入	28
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄附金戻入	1
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	2,934
業務活動による支出	2,558
投資活動による支出	262
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	114
資金収入	2,934
業務活動による収入	2,598
運営費交付金による収入	1,580
授業料及び入学金検定料による収入	916
受託研究等収入	21
寄附金収入	11
補助金収入	5
その他の収入	65
投資活動による収入	182
施設費による収入	182
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	154